

ひたちなか市
介護予防・日常生活支援総合事業
単位数サービスコード表
(令和6年4月施行版)

自立援助訪問型サービス費(独自)サービスコード表 … P1

健康向上通所型サービス費(独自)サービスコード表 … P2

健康維持通所型サービス費(独自/定率)サービスコード表 … P3

※ ひたちなか市介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタ(CSVファイル)は、ひたちなか市のホームページに掲載してありますのでご活用ください。

1 自立援助訪問型サービス費(独自)サービスコード表(令和6年4月)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1)訪問型サービス費(独自)21	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)訪問型サービス費(独自)22	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	179		
A2	2621	訪問型独自サービス23		(3)訪問型サービス費(独自)23	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(4)訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		1単位減算		-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20以上45分未満の場合 2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	1月につき		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算		

2 健康向上通所型サービス費(独自)サービスコード表(令和6年4月)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
		業務内容	回数	単位数				
A6 1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,798	1月につき		
A6 1112	通所型独自サービス11日割		要支援2(週1回程度)	59 単位	59	1日につき		
A6 1221	通所型独自サービス/212		要支援2(週1回程度)	1,998 単位	1,998	1月につき		
A6 1222	通所型独自サービス/212日割		要支援2(週1回程度)	65 単位	65	1日につき		
A6 1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621 単位	3,621	1月につき		
A6 1122	通所型独自サービス12日割		事業対象者・要支援2	119 単位	119	1日につき		
A6 1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436 単位	436	1回につき		
A6 1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで 447 単位	447			
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき	
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			要支援2(週1回程度)	1 単位減算	-1	1日につき	
A6 C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212			要支援2(週1回程度)	18 単位減算	-18	1月につき	
A6 C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割		要支援2(週1回程度)	1 単位減算	-1	1日につき		
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき	
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			事業対象者・要支援2	1 単位減算	-1	1日につき	
A6 C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	事業対象者・要支援1		4 単位減算	-4	1回につき		
A6 C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22	事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1回につき			
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき	
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			要支援2(週1回程度)	1 単位減算	-1	1日につき	
A6 D223	通所型独自業務継続計画未策定減算/212			要支援2(週1回程度)	18 単位減算	-18	1月につき	
A6 D224	通所型独自業務継続計画未策定減算/212日割		要支援2(週1回程度)	1 単位減算	-1	1日につき		
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき	
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			事業対象者・要支援2	1 単位減算	-1	1日につき	
A6 D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	事業対象者・要支援1		4 単位減算	-4	1回につき		
A6 D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22	事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1回につき			
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき		
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1日につき		
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1回につき		
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	1月につき	
A6 6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	1月につき	
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき	
A6 6126	通所型独自サービス同一建物減算/22			要支援2(週1回程度)	376 単位減算	-376		
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752		
A6 6207	通所型独自サービス同一建物減算3			ロ 1月当たり回数を定める場合	94 単位減算	-94		
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47	片道につき	
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき	
A6 5020	通所型独自生活上グループ活動加算/2	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100		
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50		
A6 6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50		
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200		
A6 5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200		
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算I	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I)	150 単位加算	150			
A6 5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算I/2	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I)	150 単位加算	150			
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算II	ト 口腔機能向上加算	(2)口腔機能向上加算(II)	160 単位加算	160			
A6 5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算II/2	ト 口腔機能向上加算	(2)口腔機能向上加算(II)	160 単位加算	160			
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480		
A6 6320	通所型独自一体的サービス提供加算/2	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480		
A6 6011	通所型独自サービス提供体制加算I1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88		1月につき
A6 6022	通所型独自サービス提供体制加算I/22			要支援2(週1回程度)	88 単位加算	88		
A6 6012	通所型独自サービス提供体制加算I2		(2)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援2	176 単位加算	176		
A6 6107	通所型独自サービス提供体制加算II1			事業対象者・要支援1	72 単位加算	72		
A6 6128	通所型独自サービス提供体制加算II/22		要支援2(週1回程度)	72 単位加算	72			
A6 6108	通所型独自サービス提供体制加算II2		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144			
A6 6103	通所型独自サービス提供体制加算III1	(3)サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24			
A6 6124	通所型独自サービス提供体制加算III/22		要支援2(週1回程度)	24 単位加算	24			
A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算III2	事業対象者・要支援2	48 単位加算	48				
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算I	ス 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100	1月につき		
A6 4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算I/2			(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	100 単位加算		100	
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200			
A6 4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算II/2			(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算		200	
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算I	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき		
A6 6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算I/2			(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)	20 単位加算		20	
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算II		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5			
A6 6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算II/2			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)	5 単位加算		5	
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	1月につき	
A6 6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2	ヲ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40		
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算I	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算				
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算II			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算			
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算III			(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算			
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算I	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 12/1000 加算				
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算II			(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 10/1000 加算			
A6 6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
		業務内容	回数	単位数			
A6 8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6 8014	通所型独自サービス/212・定超		要支援2(週1回程度)	1,998 単位		1,399	1月につき
A6 8015	通所型独自サービス/212日割・定超			65 単位		46	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき
A6 8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436 単位	305	1回につき	
A6 8013	通所型独自サービス22・定超			事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで 447 単位		313

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
		業務内容	回数	単位数			
A6 9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6 9014	通所型独自サービス/212・人欠		要支援2(週1回程度)	1,998 単位		1,399	1月につき
A6 9015	通所型独自サービス/212日割・人欠			65 単位		46	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき
A6 9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436 単位	305	1回につき	
A6 9013	通所型独自サービス22・人欠			事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで 447 単位		313

※ 各種加算のサービスコードは、基本サービス費(イ 通所型サービス費(独自))が「パターン2(黄色着色箇所)」の場合は、「パターン2(黄色着色箇所)」で請求してください。

3 健康維持通所型サービス費(独自/定率)サービスコード表(令和6年4月)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	給付率
種類	項目					
A7	1001	健康維持通所型サービス (1割負担)		287 単位	287	90%
A7	1002	健康維持通所型サービス (2割負担)		287 単位	287	80%
A7	1003	健康維持通所型サービス (3割負担)		287 単位	287	70%
A7	1011	健康維持通所型サービス (運動器機能向上加算・1割負担)	イ 運動器機能向上加算	30 単位	30	90%
A7	1013	健康維持通所型サービス (運動器機能向上加算・2割負担)	イ 運動器機能向上加算	30 単位	30	80%
A7	1014	健康維持通所型サービス (運動器機能向上加算・3割負担)	イ 運動器機能向上加算	30 単位	30	70%
A7	1012	健康維持通所型サービス (地域連携加算)	イ 地域連携加算(利用者負担なし)	10 単位	10	100%
A7	1021	健康維持通所型サービス (送迎片道なし・1割負担)	送迎を片道利用しない場合の減算	△25 単位	262	90%
A7	1022	健康維持通所型サービス (送迎往復なし・1割負担)	送迎を往復利用しない場合の減算	△50 単位	237	90%
A7	1023	健康維持通所型サービス (送迎片道なし・2割負担)	送迎を片道利用しない場合の減算	△25 単位	262	80%
A7	1024	健康維持通所型サービス (送迎往復なし・2割負担)	送迎を往復利用しない場合の減算	△50 単位	237	80%
A7	1025	健康維持通所型サービス (送迎片道なし・3割負担)	送迎を片道利用しない場合の減算	△25 単位	262	70%
A7	1026	健康維持通所型サービス (送迎往復なし・3割負担)	送迎を往復利用しない場合の減算	△50 単位	237	70%

イ 通所型
サービス費
(独自) 事業対象者・
要支援1・2

1回につき

1 地域連携加算【10単位/回/人】※事業所のみに加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、ボランティアや地域のリーダー育成等の貢献に資すると認められるものを行った場合は、1回につき所定単位数を事業所のみに加算する。

(1)事業所と同一日常生活圏内のコミュニティセンターや集会場等でサービスを提供すること。

(2)サービス提供に地域のボランティアを活用し、軽い運動やレクリエーションなどの補佐的役割を担ってもらうとともに、当該ボランティアに対し、地域の介護予防活動のリーダー育成等につながる指導等を行うこと。

(3)別に市長の定める基準に適合している指定健康維持通所型サービス事業所であること。